

平成30年度野田市要保護児童対策地域協議会

第2回代表者会議次第

日 時：平成31年2月21日(木)

午後1時30分から

場 所：中央公民館1階 講堂

1 開 会

2 市長あいさつ

3 会長あいさつ

4 議 題

(1) 女児虐待事案概要等について

(2) 実務者会議運営の抜本的見直しについて

(3) 平成31年度年間事業計画について

(4) 平成30年度啓発事業の実績について

(5) その他

5 閉 会

【資料】

資料1 女児虐待事案概要等について

資料2 野田市要保護児童対策地域協議会要綱

資料3 野田市児童虐待事件再発防止合同委員会要綱(案)

資料4 実務者会議運営の抜本的見直しについて

資料5 平成31年度年間事業計画について

資料6 平成30年度啓発事業の実績について

議題（１） 女兒虐待事案概要等について

1 事件概要

小学生の長女（以下、本児）の髪の毛を引っ張り、冷水をかけるなどの暴行をし、けがを負わせたとして、千葉県警野田署が 2019 年 1 月 25 日、傷害容疑で、父親を逮捕した。司法解剖の結果、死因は不詳。警察によると、本児は、体中に古いあざがあり、日常的に暴行を受けていた可能性もあり、その後の捜査で腹部に大きなアザがあったことが分かった。

逮捕容疑は、24 日午後 11 時 10 分ごろ、前述のとおり本児に擦過傷を負わせた疑い。父親から「娘を風呂場に連れて行ってもみ合いになり、意識や呼吸がない」と 110 番があり、駆け付けた救急隊が浴室で倒れている本児を見つけたが、既に死亡していた。

2 月 4 日、父親と共謀して、本児に暴行し、けがを負わせたとして、母親を傷害の疑いで逮捕した。警察は、暴行を制止するなどの手立てを取らなかったことが、共謀にあたりと判断したものの。

2 月 14 日、父親について、年末年始にも本児を虐待していたとして再逮捕した。

2 家族構成

実父（41 歳）、実母（31 歳）、本児（10 歳）、妹の 4 人暮らし

3 事件発生までの経過

年 月 日	経 過
29 年 8 月	・ 沖縄県から野田市に転入
9 月 1 日	・ 市内小学校へ転入
10 月 11 日	・ 家庭訪問を行い、要支援児童として要保護児童対策地域対策協議会に登録。
11 月 6 日	・ 小学校の「いじめアンケート」に父から暴力を受けていると回答
11 月 7 日	・ 柏児童相談所が一時保護
12 月 27 日	・ 親族宅で暮らすこと等を条件に一時保護を解除
30 年 1 月 12 日	・ 父親が学校にアンケート回答を見せるよう要求
1 月 13 日	・ 父親が示した「念書」を学校が作成
1 月 15 日	・ 本児が同意したとする文書を見せられた野田市教育委員会が、本児の書いたアンケートのコピーを父親に渡す
1 月 18 日	・ 別の市内小学校に転校
2 月 26 日	・ 本児が書いたとする「叩かれたのはうそ」との書面を、父親が柏

	児童相談所の職員に提示する
2月28日	・ 柏児童相談所が、自宅へ帰す決定
3月19日	・ 柏児童相談所が学校訪問にて本児と面談
5月8日	・ 本児に対する「個別支援会議」を開催し、今後の支援方針と役割分担を再確認する
31年 1月7日	・ 父親が小学校に、「娘は沖縄に帰っている。しばらく休ませる。」と欠席の連絡
1月24日	・ 自宅浴室で本児の遺体発見
1月25日	・ 父親を傷害容疑で逮捕
2月4日	・ 母親を傷害容疑で逮捕
2月14日	・ 父親を傷害容疑で再逮

4 緊急対策

- ・ 2箇所の小学校にカウンセラー等を配置し、児童の心のケアに努めている。(実施中)
- ・ 要保護児童対策地域協議会で管理している全ての要保護児童等の近況を確認(確認済)
- ・ 市内小中学校、保育所及び幼稚園に対し、虐待が疑われる児童生徒がいないかの確認(確認済)
報告があった幼稚園2名、小学校15名、中学校4名、保育所3名の合計24名については、幼稚園、小中学校については、担任教諭、教育委員会及び児童家庭課等の職員が目視により安全を確認、保育所については、生活支援課ケースワーカーの家庭訪問及び保育課看護師の目視、園長からの聞き取りにより安全を確認しています。
- ・ 要保護児童地域対策協議会の実務者会議における情報交換や実態把握など、関係機関との連携や会議の有り方について、正しく機能していたのか慎重に検証し、問題点について抜本的な見直しを行うため、要保護児童地域対策協議会要綱を一部改正し、実務者会議の機能強化を図りました。(2月19日の実務者会議において具体的に検討)
- ・ 柏児童相談所と合同で児童虐待事件再発防止合同委員会を設置(2月28日に第1回目を開催予定)

【委員会の役割】

児童虐待事件を防止することができなかった問題点を徹底的に検証し、児童虐待に関する事件の再発の防止に関し必要な事項について、その重要性及び緊急性を踏まえ、慎重かつ迅速に調査審議し、市長に意見を述べる。

5 その他

- ・ 野田市において、このような悲惨な事件が起きてしまったことを真摯に受け止め、二度とこ

のような悲惨な事件が起こることがないように、事件の検証と再発防止対策に全力で取り組むため、2月6日付けで、児童家庭部に児童虐待再発防止担当を配置するとともに、31年4月より虐待対応職員を1名増員し、体制の強化を図ります。

野田市要保護児童対策地域協議会要綱

平成 18 年 4 月 24 日

野田市告示第 73 号

改正 平成 19 年 7 月 5 日告示第 128 号

平成 22 年 3 月 30 日告示第 60 号

平成 24 年 6 月 1 日告示第 128 号

平成 25 年 6 月 18 日告示第 108 号

平成 26 年 9 月 29 日告示第 189 号

平成 31 年 2 月 14 日告示第 16 号

(設置)

第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき、野田市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この要綱において「支援対象児童等」とは、法第 25 条の 2 第 2 項に規定する支援対象児童等をいう。

(所掌事務)

第 3 条 協議会は、法第 25 条の 2 第 2 項に規定する情報の交換及び協議を行う。

(構成)

第 4 条 協議会は、次に掲げる関係機関等をもって構成する。

(1) 別表第 1 に掲げる関係機関

(2) 別表第 2 に掲げる職にある者のうちから市長が指名する者

(3) 別表第 3 に掲げる関係団体の役員又は職員のうちから市長が指名する者

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、第 7 条第 3 項に規定する委員のうちから市長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(組織)

第 6 条 協議会は、代表者会議、実務者会議及び個別支援会議をもって組織する。

(代表者会議)

第 7 条 代表者会議は、実務者会議が円滑に機能する環境整備を行うため、次に掲げる事項について協議する。

(1) 支援対象児童等とその支援に関するシステム全体に関すること。

(2) 実務者会議から受けた活動報告の評価に関すること。

(3) 協議会の年間活動方針に関すること。

(4) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事項

2 代表者会議は、会長が招集し、議長となる。

3 代表者会議の委員は、第 4 条第 1 号に規定する関係機関の役員又は職員のうちから市長が指名

する者並びに同条第 2 号及び第 3 号に規定する者とする。

4 地方公共団体の職員以外の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(実務者会議)

第 8 条 実務者会議は、関係機関等の連携強化並びに児童虐待の防止対策及び支援対象児童等の支援対策の充実を図るため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 支援対象児童等に関する情報交換に関すること。
- (2) 支援対象児童等の実態把握に関すること。
- (3) 支援を行っている事例の総合的把握に関すること。
- (4) 支援対象児童等に係る対策を推進するための啓発活動に関すること。
- (5) 協議会の年間活動方針案の作成に関すること。
- (6) その他実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項

2 実務者会議に座長及び副座長 1 人を置く。

3 座長及び副座長は、第 7 条第 3 項に規定する委員のうちから市長が指名する。

4 実務者会議は、座長が招集し、主宰する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 実務者会議の委員は、第 7 条第 3 項に規定する委員のうちから市長が指名する。

(個別支援会議)

第 9 条 個別支援会議は、個別の支援対象児童等に関する具体的な支援の内容等を検討するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 個別の支援対象児童等の状況の把握及び問題点の確認に関すること。
- (2) 個別の支援対象児童等に係る支援の経過報告及びその評価並びに新たな情報の共有に関すること。
- (3) 個別の支援対象児童等に対する支援方法の確立及び担当者の役割分担の決定並びにこれらについての担当者間の共通の認識の確保に関すること。
- (4) 個別の支援対象児童等を主として担当することとなる機関及び担当者の決定に関すること。
- (5) 個別の支援対象児童等に係る援助及び支援計画の検討に関すること。
- (6) その他個別支援会議の設置目的を達成するために必要な事項

2 個別支援会議に座長及び副座長 1 人を置く。

3 座長及び副座長は、第 7 条第 3 項に規定する委員のうちから市長が指名する。

4 個別支援会議は、座長が招集し、主宰する。

5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 個別支援会議の委員は、第 7 条第 3 項に規定する委員のうち、当該事例に係るものとする。

7 第 7 条第 3 項に規定する委員は、個別支援会議に諮るべき事例があると認めるときは、座長に対し、個別支援会議の開催を求めるものとする。

8 座長は、前項の規定による求めがあったときは、速やかに個別支援会議を招集しなければなら

ない。

(要保護児童対策調整機関の指定)

第10条 法第25条の2第4項の要保護児童対策調整機関は、野田市児童家庭部とする。

(平22告示60・一部改正)

(要保護児童対策調整機関の業務)

第11条 法第25条の2第5項に規定する要保護児童対策調整機関の業務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 協議会の事務の総括に関すること。

ア 協議会の協議事項の案の作成その他開催の準備に関すること。

イ 協議会の議事の運営に関すること。

ウ 協議会に係る資料の保管に関すること。

(2) 支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等との連絡調整に関すること。

ア 関係機関等による支援対象児童等に係る支援の実施状況の把握に関すること。

イ アにより把握した支援対象児童等の支援の実施状況に基づく関係機関等の連絡調整に関すること。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、児童家庭部児童家庭課において行う。

(平22告示60・一部改正)

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が代表者会議に諮って定める。

附則 この告示は、平成18年5月1日から施行する。

附則(平成19年7月5日野田市告示第128号)この告示は、公示の日から施行する。

附則(平成22年3月30日野田市告示第60号)この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附則(平成24年6月1日野田市告示第128号)この告示は、公示の日から施行する。

附則(平成25年6月18日野田市告示第108号)この告示は、公示の日から施行する。

附則(平成26年9月29日野田市告示第189号)この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附則(平成31年2月14日野田市告示第16号)この告示は、平成31年4月1日から施行する。

ただし、別表第1の改正規定は、公示の日から施行する。

別表第1（第4条第1項第1号）

（平19告示128・平22告示60・平25告示108・一部改正）

関係機関
千葉県柏児童相談所、千葉県野田健康福祉センター、千葉県立野田特別支援学校、千葉県野田警察署、副市長、野田市保健福祉部、野田市児童家庭部、野田市教育委員会学校教育部、野田市立小学校、野田市立中学校、社会福祉法人野田市社会福祉協議会、野田市立保育所を管理する指定管理者、野田市内の私立の認可保育所、一般社団法人野田市医師会、一般社団法人野田市歯科医師会、野田市内の私立の認可幼稚園

別表第2（第4条第1項第2号）

（平26告示189・一部改正）

職
民生委員及び児童委員（主任児童委員である者を除く。）、主任児童委員、人権擁護委員、野田市家庭児童相談員、野田市母子・父子自立支援員、野田市保健推進員、弁護士

別表第3（第4条第1項第3号）

（平24告示128・一部改正）

関係団体
野田市小中学校 PTA 連絡協議会、野田市青少年問題協議会、野田市女性団体連絡協議会、野田市自治会連合会

資料 3

野田市児童虐待事件再発防止合同委員会要綱（案）

（設置）

第1条 平成31年1月24日に発生した児童虐待に関する悲惨な事件（以下「児童虐待事件」という。）を防止することができなかつた問題点を徹底的に検証し、児童虐待に関する事件の再発の防止に関し必要な事項を調査審議するため、野田市児童虐待事件再発防止合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、児童虐待事件を防止することができなかつた問題点を徹底的に検証し、児童虐待に関する事件の再発の防止に関し必要な事項について、その重要性及び緊急性を踏まえ、慎重かつ迅速に調査審議し、市長に意見を述べる。

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 児童虐待に関し優れた識見を有する者
- (2) 弁護士
- (3) 千葉県柏児童相談所長
- (4) 千葉県柏児童相談所の職員
- (5) 副市長
- (6) 市政推進室長
- (7) 保健福祉部長
- (8) 児童家庭部長
- (9) 学校教育部長
- (10) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務の終了をもって終了するものとする。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（委員長）

第5条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、前条第1項第6号に規定する者をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、前条第1項第7号に規定する委員が、その職務を代理

する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(オブザーバー)

第 8 条 第 2 条に規定する所掌事務を効率的かつ円滑に行うため、委員会に、専門的知識又は経験に基づき助言を行う者(以下「オブザーバー」という。)を置く。

2 オブザーバーは、次に掲げる者のうちから市長が指名する。

- (1) 千葉県野田警察署の職員
- (2) その他市長が必要と認める者

その他が不要の場合

2 オブザーバーは、千葉県野田警察署の職員のうちから市長が指名する。

3 オブザーバーは、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(調査審議手続の非公開)

第 9 条 委員会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(庶務)

第 10 条 委員会の庶務は、児童家庭部主幹(兼)児童虐待再発防止担当において行う。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

資料 4

実務者会議運営の抜本的見直しについて

1 実務者会議の所掌事務

<野田市要保護児童対策地域協議会要綱>

第8条 実務者会議は、関係機関等の連携強化並びに児童虐待の防止対策及び要保護児童等の支援対策の充実を図るため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 要保護児童等に関する情報交換に関すること。
- (2) 要保護児童等の実態把握に関すること。
- (3) 支援を行っている事例の総合的把握に関すること。
- (4) 要保護児童対策を推進するための啓発活動に関すること。
- (5) 協議会の年間活動方針案の作成に関すること。
- (6) その他実務者会議の設置目的を達成するために必要な事項

2 現行の実務者会議の運営と問題点

会議資料

資料の作成について、次の問題点がある。

1) 資料の配布時期

資料の配布が、市内部は会議前日の午前中、児相及び警察は会議の場で配布となっているため、事前の確認が極めて不十分とならざるを得ない。

2) 継続資料

ア) 日誌

- ・会議資料は、児童家庭課が管理している「日誌」を基に児童家庭課が作成。
- ・「日誌」は各ケース担当ごとにエクセルで管理しており、ケースごとには管理されていない。(エクセルシートの1列に、すべてのケースについて、日付順に記録)
 - ・ケースの概要は、相談票等で確認(紙管理のケースファイルで管理)しなければならない。
 - ・日誌は、訪問、電話等の種別をソートできる管理となっていない。したがって、直近の家庭訪問日の確認も、ケースを読み込まなければならず、系統的にすぐ確認できない。
 - ・日誌は、経過記録(関係機関との連絡等)中心であり、今後の対応方針があまり記録されていない。
 - ・関係機関等との連絡は、電話が中心であり、記録内容について、相手方に確認していない。

イ) 提出資料

- ・継続ケースについては、前1か月の経過記録をまとめたものを五十音順に並べた表にして提出されており、ケース概要、前月以前の経過、今後の対応方針案等の記録がない。
- ・さらに、リスク判断の基本となる過去の家庭訪問日等について、特記していない。
- ・児相が主担当のケースについても、児童家庭課が作成し、児相に事前確認もしていない。

3) 新規資料

児童家庭課が作成した相談票、アセスメントシート等を会議資料としているが、会議のために要点と今後の方針をまとめたペーパーを作成していない。

会議の運営

運営についても、次の問題点がある。

1) 会議の開催時期

毎月、中旬以降に開催しており、タイムラグがある。

2) 議論の内容

- ・実務者会議では、実態把握までのため、個別の対応方針は、個別支援会議で決定することとなるが、実務者会議では、少なくとも個別支援会議を開くべきまでの議論が必要であるが、資料も説明も経過中心となっており、今後の対応を議論する場となっていない。
- ・実態把握には、いつ目視確認したかが重要であるが、資料にもなく議論もされていない。
- ・継続ケースについては、児相主担当分まで児童家庭課が説明し、事前の打ち合わせもない。

3) 座長、副座長

野田市は、座長が社会福祉協議会事務局長、副座長が主任児童委員となっているが、他団体では、児童虐待担当部門等市職員が座長となっている例が多い。実務者会議の目的から、児童虐待実務を直接担当していない者に座長等の役割を期待するのは酷である。

社会福祉協議会や児童委員については、行政協力者の側面から率直な意見を求める必要がある。

4) 要保護児童情報提供カード

当該カードは、学校との情報共有のための仕組みであるが、前月の経過を基に判断している実務者会議の結果を月末に、学校に送付し、翌月上旬に学校の状況を報告してもらうこととしているため、タイムラグが大きい。

5) 国の検証等の活用

実務者会議では、関係機関の連携や採るべき対応など、常に検証し見直していく必要があるが、なされていない。

3 抜本的見直しに向けて

次の対策を検討すべきである。

児童虐待管理システムの導入

正確・迅速な情報管理と情報の共有のため、システムの導入を至急検討する必要がある。その際、児相や学校等の関係機関との情報共有をどうするのかについて、合わせて検討する必要がある。

当面の対策として、

- ・現システムの中で、調整機関である児童家庭課の記録を、保健センター、指導課等市内部で閲覧、確認できる環境を整える必要がある。
- ・児相、学校等関係機関との連絡については、電話、ファックス、メール等での記録確認により、情報の確認を行う必要がある。

個別支援会議とのリンク

実務者会議での議論は、常に、個別支援会議で検討すべき状況かどうかを優先に議論する必要がある。

個別支援会議開催のルール化

上記リンクに実効性を持たせるため、予め、例えば、転校した場合は開くなど個別支援会議開催の要件を、実務者会議で決めておく必要がある。(今後、代表者会議で議論が必要。)

資料の内容

資料は、ケースの状況、特にリスクの変化、今後の対応変更の必要性に力点をおいた簡潔な資料とするため、様式から見直す必要がある。新規も同様。

その際、主担当や関係機関の役割を明確化する必要がある。

説明

主担当が児相の場合、児相が説明を行う必要がある。

資料の配布

事前に資料確認ができるよう1週間前には配布する必要がある。

要保護児童提供カード

抜本的に見直す必要がある。その際、学校との直接対話を仕組みに組み込むことが重要である。

国の検証等の活用

毎年度報告されている厚生労働省専門委員会報告に基づき、実態把握の現状について、常に検証する必要がある。

平成 31 年度野田市要保護児童対策地域協議会事業について

年間事業計画案

日時	会議・事業名	内容等	備考
5 月	代表者会議	関係機関の役割について 年間事業について 平成 30 年度状況等 実務者会議の抜本的見直しについて	
9 月	1 日～15 日 「私の願う家族・家庭」 ポスター展作品募集	市内小中学生に対し、学校を通じ 募集（夏休みを利用し制作）	6 月に教育委員会へ 作品募集依頼
10 月	里親月間における啓発事業	市報、ポスター等による啓発	のだ市報 10 月 1 日号 に啓発記事掲載
	「私の願う家族・家庭」 ポスター展応募作品審査	11 月のポスター展に向け、優秀 作品を選定	
11 月	児童虐待防止推進月間 における啓発事業	「私の願う家族・家庭」 ポスター展 期間：11 月上旬から中旬 場所：市役所 1 階ふれあい ギャラリー 他	のだ市報 11 月 1 日号 に啓発記事掲載
	実務者研修会	各機関の関係者を対象に研修会 を開催	
2 月	代表者会議	来年度の年間計画案の検討 啓発事業の実況について	

実務者会議は原則毎月の開催を予定しています。重篤な案件がある場合は、臨時の実務者会議を開催する場合があります。個別支援会議は、年間を通してケース毎に開催します。

平成 30 年度啓発活動の実績について

1 「児童虐待防止推進月間」について

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど、深刻な状況が続いています。児童虐待は早急に解決すべき問題であり、社会全体で子どもを守らなければなりません。厚生労働省では毎年 11 月を「児童虐待防止推進月間」と定め、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取組を集中的に実施しています（平成 16 年度から実施）。

平成 30 年度標語「児童虐待防止推進月間」標語として全国公募により選定された作品

『未来へと 命を繋ぐ 189（いちはやく）』

2 「里親月間（里親を求める運動）」について

里親制度は、さまざまな事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもたちを、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下で養育する制度です。児童福祉法の平成 28 年改正では、国と地方公共団体は、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとし、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付けております。しかし、日本の社会的養護において、里親等への委託率は、全国平均で 18.3%（H28 年度末現在）にとどまっております。この度、厚生労働省は、里親委託率について、未就学児は 7 年以内（3 歳未満は 5 年以内）に 75%、就学後の児童は 10 年以内に 50%にすることを目標に掲げました。また、同省は、毎年 10 月を「里親月間」と位置づけており、里親等への委託を推進するための集中的な広報啓発を実施しています。

3 平成 30 年度の野田市の啓発事業の内容

野田市では、「野田市子育て支援・児童虐待防止総合対策大綱」にて「啓発活動の積極的推進」を重要課題の一つとして位置付けています。

のだ市報に掲載

- ・児童虐待防止推進月間にあわせ、ポスター展開催のお知らせ等の記事の掲載（11月1号に掲載）
- ・里親月間にあわせ、里親制度紹介と里親募集の特集記事（10月1号に掲載）

国や県が作成した児童虐待防止のポスター、チラシを保育所、幼稚園、学校等の関係機関に配布

市内小中学校児童生徒による「わたしの願う家族・家庭」ポスター展及び民生委員児童委員による児童虐待防止の啓発標語の掲示の実施

* 開催期間

平成 30 年 11 月 7 日（水）～11 月 12 日（月）いちいのホール

平成 30 年 11 月 14 日（水）～11 月 20 日（火）市役所ふれあいギャラリー

* ポスター展応募作品数

参加数 601 点（小学校 592 点、中学校 9 点）

応募数 51 点（小学校 45 点、中学校 6 点）

児童虐待相談電話「こども SOS」カードの作成・配布

こども SOS カードを 25,000 枚作成し、関係機関に配布

啓発懸垂幕を、市役所及びいちいのホールに掲示

* 掲示期間

平成 30 年 11 月 1 日（木）～11 月 30 日（金）

啓発物資（マグネット・バスマスク）の掲示

・市役所公用車、まめバス

...30 か所 マグネット 48 枚、バスマスク 10 枚

・趣旨にご賛同いただいた事業所に依頼

...タクシー事業者 3 か所 マグネット 60 枚

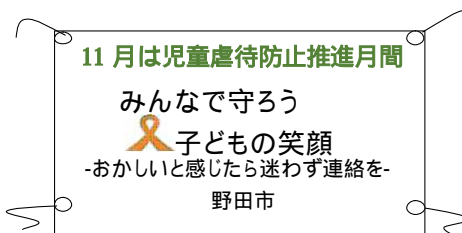


【啓発物資のイメージ】

マグネット



バスマスク



4 野田市要保護児童対策地域協議会実務者研修会の開催

* 開催日時

平成 30 年 11 月 20 日（火）市役所 8 階大会議室 15:00～17:00

* テーマ

「児童虐待に関する法律的な知識と支援方法について」

* 講師

藤本 麻里子 氏 （千葉県柏児童相談所 嘱託弁護士）

* 参加者

76名（野田市要保護児童対策地域協議会関係機関の実務者等）